

伊 万 里 市 水 防 計 画

資 料 編

伊万里市防災会議

目 次

1. 水防活動実施報告書（報告様式1）	1
2. 水防活動実施報告書（報告様式2）	2
3. 水防活動状況表	3
4. 一般被害一覧表	4
5. 避難状況表	5
6. 総合水防通信体系図	6
7. 佐賀県防災行政通信ネットワークシステム系統図	7
8. 水防法（抄）	8
9. 潮汐表	25

報告様式1

水防活動実施報告										
〇〇水防支部										
〇〇水防管理団体(月分)										
出水の概況		川 氾濫注意水位(警戒水位) m								
		雨 量 mm								
水 防 実 施 箇 所		川 左 岸 地先 m								
		川 右 岸								
日 時		自 月 日 時		至 月 日 時						
出 動		水 防 団 員		消 防 団 員		そ の 他		合 計		
人 員		人		人		人		人		
水防作業の概況及び工法										
水防の結果	効果	堤防 m	田 m ²	畑 m ²	家 戸	鉄道 m	道路 m	人口 人	その他	
	被害	m	m ²	m ²	戸	m	m	人		
使用資器材	土のう					居住者の 出動状況				
	シート類									
	縄・ロープ類					水防関係者の 死傷				
	杭・丸太・鉄杭									
	その他					雨量・水位の 状況				
水防活動に関する 自 己 批 判 備 考										
(注) 水防を行った箇所ごとに作成すること。										

令和〇年台風〇号における水防活動 (佐賀県伊万里市消防団・令和〇年〇月〇日～〇日)		
〇概要 伊万里市消防団は、令和〇年〇月〇日、台風〇号の影響に伴う集中豪雨に際し、述べ〇部隊〇名が出動。市内では、1時間雨量100mmを超える豪雨により河川が増水。各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積みや住民の避難誘導、人命救助を行い人的被害の軽減のため活動した。		
活動時間 〇/〇～〇/〇 約〇時間	出動延人数 〇名	主な活動内容 ・土のう積み(〇袋) ・避難誘導(〇世帯) ・排水作業(〇件)
水防活動または被害状況写真	水防活動または被害状況写真	
〇〇川左岸(〇〇地先) 堤防巡視	〇〇川左岸(〇〇地先) 積み土のう工	
水防活動または被害状況写真	水防活動または被害状況写真	
〇〇川右岸(〇〇地先) 月の輪工	〇〇地区の浸水被害	

水防活動実施箇所
地図

様式 〔水防活動状況（例）〕

〇年〇月〇日増水、台風〇号												〇年〇月〇日〇時〇分現在									
〇〇川水系		佐賀県		水防活動地先（距離標）		水防活動時刻		水防活動地先（距離標）		水防活動を行なった原因		工法活動内容		主要資材		活動人員		効果		備考	
				自		至		開始日時		終了時刻											
◇◇川		□□橋		〇月〇日 〇時〇分		〇月〇日 △時◇分		右岸5/200 〇町×地区		右岸6/000 〇町×地区		堤防から水があふれたため		土嚢積み		麻袋		△水防団15人		堤防から水があふれるのを防げた	
△△川		〇〇橋		〇月〇日 〇時〇分		〇月〇日 △時◇分		左岸1/400 〇町×地区		左岸1/800 〇町×地区		水防警報「出動」の通知		警戒パトロール		－		〇水防団10人		－	

※工法、活動等の状況が変わり次第、報告願います。

様式 〔一般被害一覧（例）〕

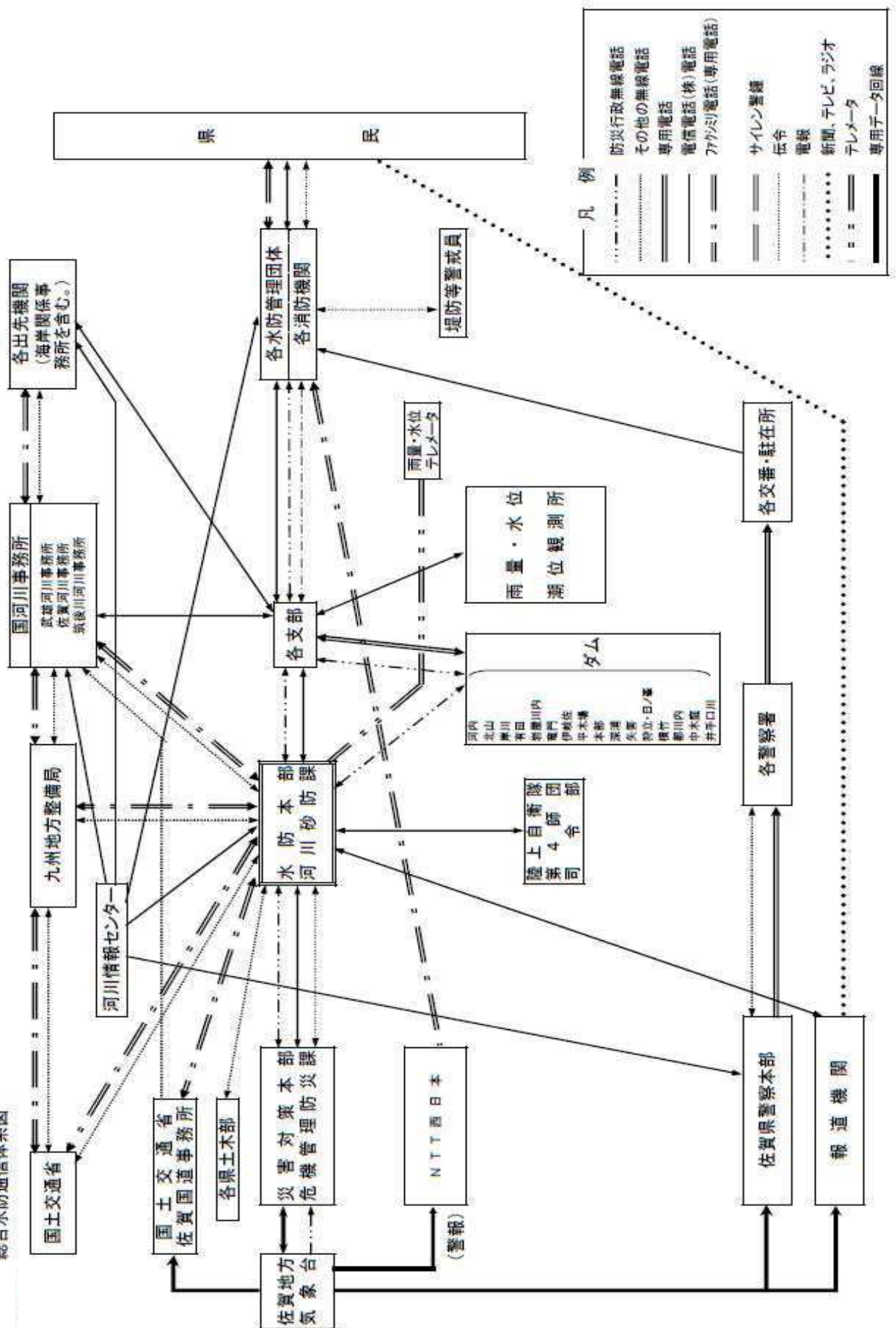
〇〇川水系		佐賀県		〇年〇月〇日増水、台風〇号		〇年〇月〇日〇時〇分現在	
市 町 村 名			伊万里市	△△町	...		
人 的 被 害		死 者	人				
		負 傷 者	人				
		行 方 不 明	人				
家 屋 被 害		全 壊	戸				
		半 壊	戸				
		流 失	戸				
		床 上 浸 水	戸				
		床 下 浸 水	戸				
		非 住 家 被 害	戸				
耕 地 被 害	水 田	流 失 ・ 埋 没	町歩				
		浸 水	町歩				
	畑	流 失 ・ 埋 没	町歩				
		浸 水	町歩				
土木施設関係被害		道 路 被 害	ヶ所				
		橋 梁 流 失	ヶ所				
		堤 防 決 壊	ヶ所				
		山（崖）崩れ	ヶ所				
		鉄・軌道被害	ヶ所				
罹 災 者 概 数		人					
罹 災 世 帯 数		戸					
摘 要							

様式 〔避難状況（例）〕

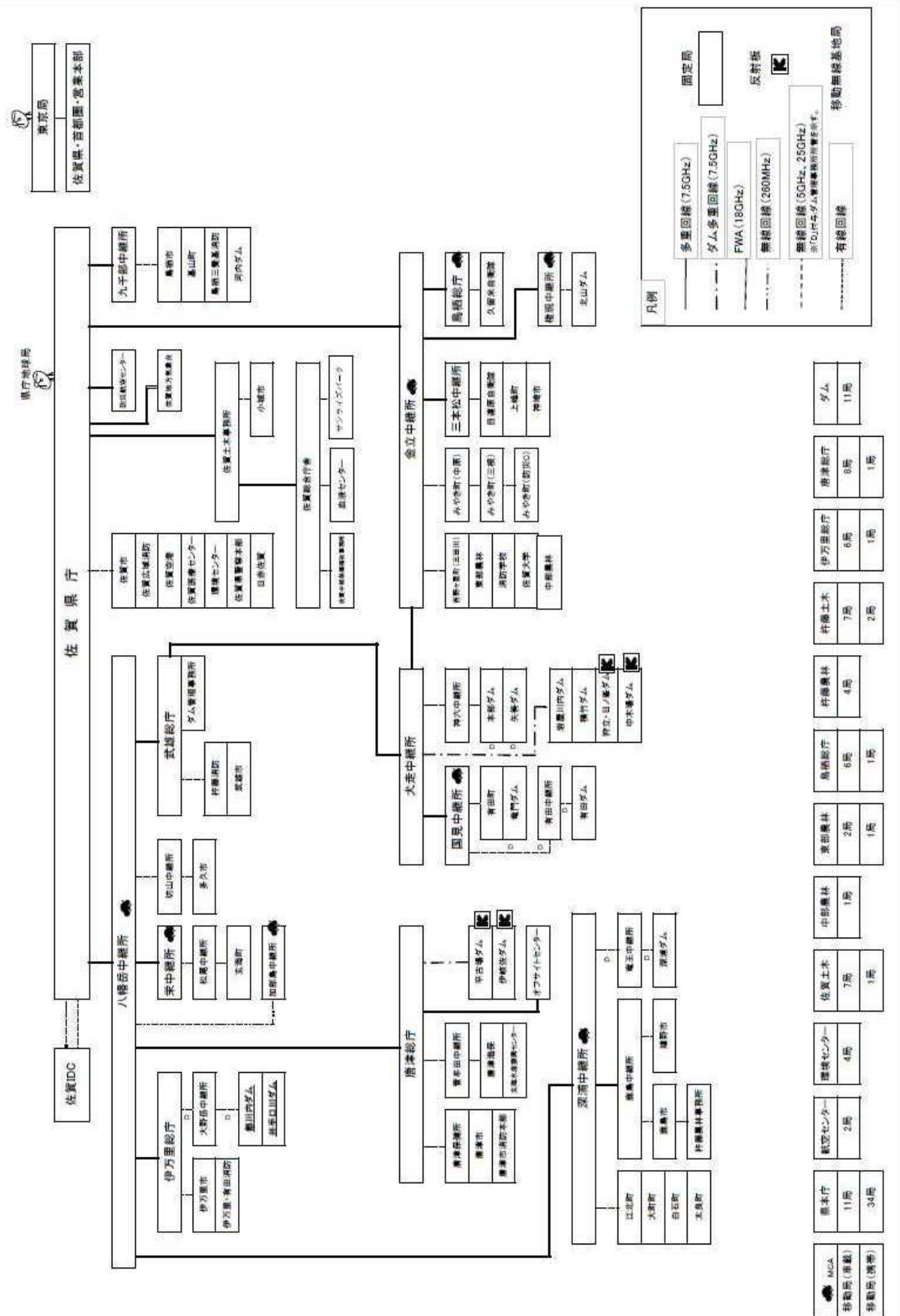
〇〇川水系		佐賀県		〇年〇月〇日増水、台風〇号		〇年〇月〇日〇時〇分現在	
市町名	地区名	日付	時間	避難状況	避難人数	避難場所	備考
伊万里市	△△地区	〇月〇日	〇：〇	避難指示発令	30人	□◇小学校	避難人員は増加見込み。
			〇：〇	避難指示発令中	70人追加計100人	□◇小学校	飲料水の支給。
		〇月〇日	〇：〇	避難指示解除	100人	□◇小学校	

※避難状況、避難人数等、状況が変わり次第、報告願います。

総合水防通信体系図



佐賀県防災行政通信ネットワークシステム図



水防法（昭和24年6月4日法律第193号）

最終改正：令和8年5月29日法律第86号

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もつて公共の安全を保持することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「雨水出水」とは、一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設に当該雨水を排除できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことによる出水をいう。

2 この法律において「水防管理団体」とは、次条の規定により水防の責任を有する市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合（以下「水防事務組合」という。）若しくは水害予防組合をいう。

3 この法律において「水防管理者」とは、水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。

4 この法律において「消防機関」とは、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第九条に規定する消防の機関をいう。

5 この法律において「消防機関の長」とは、消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう。

6 この法律において「水防計画」とは、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくは閘こう門の操作、水防のための水防団、消防機関及び水防協力団体（第三十六条第一項の規定により指定された水防協力団体をいう。以下第四章までにおいて同じ。）の活動、一の水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援、水防のための活動に必要な河川管理者（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第七条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者をいう。以下同じ。）及び同法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川（同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。以下同じ。）の管理の一部を行う場合における当該都道府県知事又は当該指定都市の長、下水道管理者（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四条第一項に規定する公共下水道管理者、同法第二十五条の二十三第一項に規定する流域下水道管理者及び同法第二十七条第一項に規定する都市下水路管理者をいう。第七条第四項及び第二十四条の二第一項において同じ。）並びに海岸管理者（海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第二条第三項に規定する海岸管理者をいう。第七条第四項及び第二十四条の二において同じ。）の協力並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画をいう。

7 この法律において「量水標等」とは、量水標、験潮儀その他の水位観測施設をいう。

8 この法律において「水防警報」とは、洪水、津波又は高潮によつて災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

第二章 水防組織

（市町村の水防責任）

第三条 市町村は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。ただし、水防事務組合が水防を行う区域及び水害予防組合の区域については、この限りでない。

（水防事務組合の設立）

第三条の二 地形の状況により、市町村が単独で前条の責任を果たすことが著しく困難又は不適當であると認められる場合においては、関係市町村は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による被害の共通性を勘案して、共同して水防を行う区域を定め、水防事務組合を設けなければならない。

（水害予防組合の区域を水防を行う区域とする水防事務組合が設けられる場合の特別措置）

第三条の三 水害予防組合法（明治四十一年法律第五十号）第十五条第一項の規定により都道府県知事が水害予防組合を廃止しようとする場合において、当該水害予防組合の区域の全部又は一部について、当該水害予防組合に代るべき水防管理団体として引き続き水防事務組合が設けられるときは、都道府県知事は、同条第三項の規定にかかわらず、当該水害予防組合が、その有する財産及び負債のうち水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつてゐる財産及びこれらの財産に係る負債以外の財産及び負債の処分を完了したときは、当該水害予防組合を廃止することができる。

- 2 前項の規定により廃止される水害予防組合は、その廃止の日において有する水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつてゐる財産を、当該水害予防組合の区域の全部を水防を行う区域とする一の水防事務組合が設けられる場合においては、当該水防事務組合に、当該水害予防組合の区域について二以上の水防事務組合が設けられる場合又は当該水害予防組合の区域の一部が市町村の水防を行うべき区域となる場合においては、当該水害予防組合と関係水防事務組合又は市町村との協議に基づき、関係水防事務組合又は市町村に無償譲渡し、当該水防事務組合又は市町村は、それぞれ、その譲渡される財産に係る負債を引き受けなければならない。この場合においては、当該水害予防組合は、当該財産の譲渡及び負債の引継のために必要な範囲内において、当該財産の譲渡及び負債の引継を完了するまで、なお存続するものとみなす。

（水防事務組合の議会の議員の選挙）

第三条の四 水防事務組合の議会の議員は、組合規約で定めるところにより、関係市町村の議会において、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるもののうちから選挙するものとする。ただし、数市町村にわたる水防上の特別の利害を調整する必要があると認められるときは、組合規約で定めるところにより、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるものにつき当該市町村の長が推薦した者のうちから選挙することができる。この場合において、市町村の長が推薦した者のうちから選挙される議員の数は、当該市町村の議会において選挙される議員の数の二分の一をこえてはならない。

- 2 前項の規定により関係市町村の議会において選挙される議員の数は、水防事務組合の行う事業による受益の割合及び防護すべき施設の延長の割合を勘案して定めるものとする。

（水防事務組合の経費の分賦）

第三条の五 水防事務組合の経費の関係市町村に対する分賦は、前条第二項に規定する割合を勘案して定めるものとする。

（都道府県の水防責任）

第三条の六 都道府県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。

（指定水防管理団体）

第四条 都道府県知事は、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を指定することができる。

（水防の機関）

第五条 水防管理団体は、水防事務を処理するため、水防団を置くことができる。

- 2 前条の規定により指定された水防管理団体（以下「指定管理団体」という。）は、その区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないと認める場合においては、水防団を置かなければならない。

- 3 水防団及び消防機関は、水防に関しては水防管理者の所轄の下に行動する。

（水防団）

第六条 水防団は、水防団長及び水防団員をもつて組織する。

- 2 水防団の設置、区域及び組織並びに水防団長及び水防団員の定員、任免、給与及び服務に関する事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

（公務災害補償）

第六条の二 水防団長又は水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は公務による負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、

水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

- 2 前項の場合においては、水防管理団体は、当該水防団長若しくは水防団員又はその者の遺族の福祉に関して必要な事業を行うように努めなければならない。

(退職報償金)

第六条の三 水防団長又は水防団員で非常勤のものが退職した場合においては、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給することができる。

(都道府県の水防計画)

第七条 都道府県知事は、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、当該都道府県の水防計画を定め、及び毎年当該都道府県の水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

- 2 都道府県の水防計画は、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。
- 3 都道府県知事は、当該都道府県の水防計画に河川管理者（河川法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区内の一級河川の管理の一部を行う場合にあつては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長。以下同じ。）による河川に関する情報の提供、水防訓練への河川管理者の参加その他の水防管理団体が行う水防のための活動に河川管理者の協力が必要な事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、河川管理者に協議し、その同意を得なければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県知事が、当該都道府県の水防計画に水防管理団体が行う水防のための活動に下水道管理者又は海岸管理者の協力が必要な事項を記載しようとする場合について準用する。
- 5 都道府県知事は、第一項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県水防協議会（次条第一項に規定する都道府県水防協議会をいい、これを設置しない都道府県にあつては、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十四条第一項に規定する都道府県防災会議とする。）に諮らなければならない。
- 6 二以上の都府県に係る水防事務については、関係都府県知事は、あらかじめ協定して当該都府県の水防計画を定め、国土交通大臣及び消防庁長官に報告しなければならない。報告した水防計画の変更についても、同様とする。
- 7 都道府県知事は、第一項又は前項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるものとする。

(都道府県水防協議会)

第八条 都道府県の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、都道府県に都道府県水防協議会を置くことができる。

- 2 都道府県水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。
- 3 都道府県水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。
- 4 会長は、都道府県知事をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に係りのある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから都道府県知事が命じ、又は委嘱する。
- 5 前各項に定めるものの外、都道府県水防協議会に関し必要な事項は、当該都道府県条例で定める。

第三章 水防活動

(河川等の巡視)

第九条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、随時区域内の河川、海岸堤防、津波防護施設（津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）第二条第十項に規定する津波防護施設をいう。以下この条において同じ。）等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防、津波防護施設等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

(国の機関が行う洪水予報等)

第十条 気象庁長官は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（以下「報道機関」という。）の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 国土交通大臣は、二以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、はん濫した後においては水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

3 都道府県知事は、前二項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者（量水標等の管理者をいう。以下同じ。）に、その受けた通知に係る事項（量水標管理者にあつては、洪水又は高潮に係る事項に限る。）を通知しなければならない。

（都道府県知事が気象庁長官と共同して行う洪水予報）

第十一条 都道府県知事は、前条第二項の規定により国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、気象庁長官に協議するものとする。
（情報の提供の求め等）

第十一条の二 都道府県知事は、前条第一項の規定による通知及び周知を行うため必要があると認めるときは、国土交通大臣に対し、当該通知及び周知に係る河川の水位又は流量に関する情報であつて、第十条第二項の規定により国土交通大臣が指定した河川について国土交通大臣が洪水のおそれを予測する過程で取得したものの提供を求めることができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による求めがあつたときは、同項に規定する情報を当該都道府県知事及び気象庁長官に提供するものとする。

3 前項の規定による情報の提供については、気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第十七条及び第二十三条の規定は、適用しない。

（国土交通大臣が気象庁長官及び都道府県知事と共同して行う高潮予報）

第十一条の三 国土交通大臣は、高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した海岸について、高潮のおそれがあると認められるときは、気象庁長官及び当該海岸の存する都道府県の知事と共同して、その状況を水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、当該海岸の存する都道府県の知事に協議するものとする。

（水位の通報及び公表）

第十二条 都道府県の水防計画で定める水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は第十条第三項、第十一条第一項若しくは前条第一項の規定による通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が都道府県知事の定める通報水位を超えときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、関係者に通報しなければならない。

2 都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、量水標等の示す水位が警戒水位（前項の通報水位を超える水位であつて洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位をいう。以下同じ。）を超えときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、公表しなければならない。

（国土交通大臣又は都道府県知事が行う洪水に係る水位情報の通知及び周知）

第十三条 国土交通大臣は、第十条第二項の規定により指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがある

ものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。次項において同じ。）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 都道府県知事は、第十条第二項又は第十一条第一項の規定により国土交通大臣又は自らが指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

（都道府県知事又は市町村長が行う雨水出水に係る水位情報の通知及び周知）

第十三条の二 都道府県知事は、当該都道府県が管理する公共下水道等（下水道法第二条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道又は同条第五号に規定する都市下水路をいう。以下この条及び第十四条の二において同じ。）の排水施設等（排水施設又はこれを補完するポンプ施設若しくは貯留施設をいう。以下この条において同じ。）で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位（雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位（公共下水道等の排水施設等の底面から水面までの高さをいう。以下この条において同じ。）をいう。次項において同じ。）を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 市町村長は、当該市町村が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該市町村の存する都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

（都道府県知事が行う高潮に係る水位情報の通知及び周知）

第十三条の三 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する海岸（第十一条の三第一項の規定により国土交通大臣が指定した海岸を除く。）で高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、高潮特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。）を定め、当該海岸の水位がこれに達したときは、その旨を当該海岸の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

（関係市町村長への通知）

第十三条の四 第十条第二項若しくは第十三条第一項の規定により通知をした国土交通大臣、第十一条第一項、第十三条第二項、第十三条の二第一項、前条若しくは第二十五条第二項の規定により通知をした都道府県知事、第十一条の三第一項の規定により通知をした国土交通大臣及び都道府県知事又は第二十四条の二第二項の規定により通知をした都道府県知事若しくは国土交通大臣は、災害対策基本法第六十条第一項の規定による避難のための立退きの指示又は同条第三項の規定による緊急安全確保措置の指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知しなければならない。

（洪水浸水想定区域）

第十四条 国土交通大臣は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨（想定し得る最大規模の降雨であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものをいう。以下同じ。）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

- 一 第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川
 - 二 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第三条第一項の規定により指定した河川
 - 三 前二号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの
- 2 都道府県知事は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。
- 一 第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川
 - 二 特定都市河川浸水被害対策法第三条第四項から第六項までの規定により指定した河川
 - 三 前二号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの
- 3 前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
- 4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。
- 5 前二項の規定は、第一項又は第二項の規定による指定の変更について準用する。
- （雨水出水浸水想定区域）
- 第十四条の二 都道府県知事は、当該都道府県が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなつた場合又は当該排水施設（第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第一項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなつた場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。
- 一 第十三条の二第一項の規定による指定に係る排水施設
 - 二 下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設
 - 三 特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項の規定により指定され、又は同条第四項、同条第五項において準用する同条第三項若しくは同条第六項の規定により指定した特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設
 - 四 前三号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設
- 2 市町村長は、当該市町村が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなつた場合又は当該排水施設（第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第二項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなつた場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。
- 一 第十三条の二第二項の規定による指定に係る排水施設
 - 二 下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設
 - 三 特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）及び第四項から第六項までの規定により指定された特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設
 - 四 前三号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で

定める基準に該当する公共下水道等の排水施設

- 3 前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
- 4 都道府県知事又は市町村長は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、都道府県知事にあつては、関係市町村の長に通知しなければならない。
- 5 前二項の規定は、第一項又は第二項の規定による指定の変更について準用する。

(高潮浸水想定区域)

第十四条の三 都道府県知事は、次に掲げる海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定し得る最大規模の高潮であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものにより当該海岸について高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定するものとする。

一 第十一条の三第一項の規定により指定され、又は第十三条の三の規定により指定した海岸

二 前号に掲げるもののほか、当該都道府県の区域内に存する海岸のうち高潮による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの

- 2 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。
- 4 前二項の規定は、第一項の規定による指定の変更について準用する。

(浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置)

第十五条 市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、第十四条第一項若しくは第二項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項若しくは第二項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、少なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第四号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。

一 洪水予報等（第十条第一項の規定により気象庁長官が行う予報、同条第二項の規定により国土交通大臣及び気象庁長官が行う予報、第十一条第一項の規定により都道府県知事及び気象庁長官が行う予報、第十一条の三第一項の規定により国土交通大臣、気象庁長官及び都道府県知事が行う予報、第十三条第一項若しくは第二項、第十三条の二又は第十三条の三の規定により国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長が通知し又は周知する情報その他の人的災害を生ずるおそれがある洪水、雨水出水又は高潮に関する情報をいう。次項において同じ。）の伝達方法

二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

三 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項

四 浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項及び第二十四条の二第一項において同じ。）内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地

イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であつて、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）をいう。次条において同じ。）でその利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

ロ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者

が利用する施設をいう。第十五条の三において同じ。)でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

ハ 大規模な工場その他の施設(イ又はロに掲げるものを除く。)であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの(第十五条の四において「大規模工場等」という。)でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

五 その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

一 前項第四号イに掲げる施設(地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。)

当該施設の所有者又は管理者及び次条第九項に規定する自衛水防組織の構成員

二 前項第四号ロに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者(第十五条の三第七項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員)

三 前項第四号ハに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者(第十五条の四第一項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員)

3 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第一項各号に掲げる事項を住民、滞在者その他の者(第十五条の十一において「住民等」という。)に周知させるため、これらの事項(次の各号に掲げる区域をその区域に含む市町村にあつては、それぞれ当該各号に定める事項を含む。)を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

一 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項の土砂災害警戒区域 同法第八条第三項に規定する事項

二 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域 同法第五十五条に規定する事項

(地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等)

第十五条の二 前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

2 前項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成しようとする場合において、当該地下街等と連続する施設であつてその配置その他の状況に照らし当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのあるものがあるときは、あらかじめ、当該施設の所有者又は管理者の意見を聴くよう努めるものとする。

3 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。

4 前二項の規定は、第一項に規定する計画の変更について準用する。

5 市町村長は、第一項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた連続する二以上の地下街等の所有者又は管理者に対し、第一項に規定する計画を共同して作成するよう勧告をすることができる。

6 市町村長は、第一項の地下街等の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、当該地下街等の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

7 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の地下街等の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

8 第一項の地下街等(地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。以下この条において同じ。)の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の地下街

等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止のための訓練を行わなければならない。

9 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置かなければならない。

10 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

(要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等)

第十五条の三 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 市町村長は、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

4 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

5 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。

6 市町村長は、第二項又は前項の規定により報告を受けたときは、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができる。

7 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

8 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

(大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等)

第十五条の四 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

2 前項の大規模工場等の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該計画又は当該事項を変更したときも、同様とする。

(市町村防災会議の協議会が設置されている場合の準用)

第十五条の五 第十五条から前条までの規定は、災害対策基本法第十七条第一項の規定により水災による被害の軽減を図るため市町村防災会議の協議会が設置されている場合について準用する。この場合において、第十五条第一項中「市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする）」とあるのは「市町村防災会議の協議会（災害対策基本法第十七条第一項に規定する市町村防災会議の協議会をいう）」と、「市

町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう）とあるのは「市町村相互間地域防災計画（同法第四十四条第一項に規定する市町村相互間地域防災計画をいう）」と、同条第二項中「市町村防災会議」とあるのは「市町村防災会議の協議会」と、同項、同条第三項、第十五条の二第一項及び第五項、第十五条の三第一項並びに前条第一項中「市町村地域防災計画」とあるのは「市町村相互間地域防災計画」と読み替えるものとする。

（浸水被害軽減地区の指定等）

第十五条の六 水防管理者は、洪水浸水想定区域（当該区域に隣接し、又は近接する区域を含み、河川区域（河川法第六条第一項に規定する河川区域をいう。）を除く。）内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であつて浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを浸水被害軽減地区として指定することができる。

2 水防管理者は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする区域をその区域に含む市町村の長の意見を聴くとともに、当該指定をしようとする区域内の土地の所有者の同意を得なければならない。

3 水防管理者は、第一項の規定による指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該浸水被害軽減地区を公示するとともに、その旨を当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長及び当該浸水被害軽減地区内の土地の所有者に通知しなければならない。

4 第一項の規定による指定は、前項の規定による公示によつてその効力を生ずる。

5 前三項の規定は、第一項の規定による指定の解除について準用する。

（標識の設置等）

第十五条の七 水防管理者は、前条第一項の規定により浸水被害軽減地区を指定したときは、国土交通省令で定める基準を参酌して、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、浸水被害軽減地区の区域内に、浸水被害軽減地区である旨を表示した標識を設けなければならない。

2 浸水被害軽減地区内の土地の所有者、管理者又は占有者は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

3 何人も、第一項の規定により設けられた標識を水防管理者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

4 水防管理団体は、第一項の規定による行為により損失を受けた者に対して、時価によりその損失を補償しなければならない。

（行為の届出等）

第十五条の八 浸水被害軽減地区内の土地において土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を水防管理者に届け出なければならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

2 水防管理者は、前項の規定による届出を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該届出の内容を、当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長に通知しなければならない。

3 水防管理者は、第一項の規定による届出があつた場合において、当該浸水被害軽減地区が有する浸水の拡大を抑制する効用を保全するため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

（大規模氾濫減災協議会）

第十五条の九 国土交通大臣は、第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「大規模氾濫減災協議会」という。）を組織するものとする。

2 大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 国土交通大臣

- 二 当該河川の存する都道府県の知事
 - 三 当該河川の存する市町村の長
 - 四 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
 - 五 当該河川の河川管理者
 - 六 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区气象台長、沖縄气象台長又は地方气象台長
 - 七 第三号の市町村に隣接する市町村の長その他の国土交通大臣が必要と認める者
- 3 大規模氾濫減災協議会において協議が調った事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 4 前三項に定めるもののほか、大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。

(都道府県大規模氾濫減災協議会)

第十五条の十 都道府県知事は、第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「都道府県大規模氾濫減災協議会」という。）を組織することができる。

- 2 都道府県大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。
- 一 当該都道府県知事
 - 二 当該河川の存する市町村の長
 - 三 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
 - 四 当該河川の河川管理者
 - 五 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区气象台長、沖縄气象台長又は地方气象台長
 - 六 第二号の市町村に隣接する市町村の長その他の当該都道府県知事が必要と認める者
- 3 前条第三項及び第四項の規定は、都道府県大規模氾濫減災協議会について準用する。この場合において、同項中「前三項」とあるのは、「次条第一項及び第二項並びに同条第三項において準用する前項」と読み替えるものとする。

(予想される水災の危険の周知等)

第十五条の十一 市町村長は、当該市町村の区域内に存する河川（第十条第二項、第十一条第一項又は第十三条第一項若しくは第二項の規定により指定された河川を除く。）のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において予想される水災の危険を住民等に周知させなければならない。

(河川管理者の援助等)

第十五条の十二 河川管理者は、第十五条の六第一項の規定により浸水被害軽減地区の指定をしようとする水防管理者及び前条の規定により浸水した地点、その水深その他の状況を把握しようとする市町村長に対し、必要な情報提供、助言その他の援助を行うものとする。

- 2 河川管理者は、前項の規定による援助を行うため必要があると認めるときは、河川法第五十八条の八第一項の規定により指定した河川協力団体に必要な協力を要請することができる。

(水防警報)

第十六条 国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、都道府県知事は、国土交通大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で洪水、津波又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防警報をしなければならない。

- 2 国土交通大臣は、前項の規定により水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を関係都道府県知事に通知しなければならない。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定により水防警報をしたとき、又は前項の規定により通知を受けたときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその警報事項又はその受けた通知に係る事項を関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知しなければならない。
- 4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定したときは、そ

の旨を公示しなければならない。

(水防団及び消防機関の出動)

第十七条 水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が警戒水位に達したときその他水防上必要があると認めるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。

(優先通行)

第十八条 都道府県知事の定める標識を有する車両が水防のため出動するときは、車両及び歩行者は、これに進路を譲らなければならない。

(緊急通行)

第十九条 水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

2 水防管理団体は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(水防信号)

第二十条 都道府県知事は、水防に用いる信号を定めなければならない。

2 何人も、みだりに前項の水防信号又はこれに類似する信号を使用してはならない。

(警戒区域)

第二十一条 水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

2 前項の場所においては、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警察官は、同項に規定する者の職権を行うことができる。

(警察官の援助の要求)

第二十二条 水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

(応援)

第二十三条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者は、できる限りその求めに応じなければならない。

2 応援のため派遣された者は、水防については応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

3 第一項の規定による応援のために要する費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとする。

4 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該応援を求めた水防管理団体と当該応援を求められた水防管理団体又は市町村とが協議して定める。

(居住者等の水防義務)

第二十四条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

(氾濫等の通報)

第二十四条の二 河川管理者、下水道管理者又は海岸管理者は、その管理する河川、下水道又は海岸について、浸水想定区域における氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその状況に関係都道府県知事その他関係者に通報しなければならない。

2 前項の通報を受けた都道府県知事(当該通報をした者が河川管理者又は海岸管理者である国土交通大臣の場合にあつては、国土交通大臣)は、その状況により相当な損害を生ずるおそれがあると認められるときは、当該通報に係る事項を直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理

者並びに気象庁長官に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(決壊の通報)

第二十五条 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちにこれを関係都道府県知事その他関係者に通報しなければならない。

2 前項の通報を受けた都道府県知事は、決壊により相当な損害を生ずるおそれがあると認められるときは、当該通報に係る事項を直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者並びに気象庁長官に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(決壊後の処置)

第二十六条 堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

(水防通信)

第二十七条 何人も、水防上緊急を要する通信が最も迅速に行われるように協力しなければならない。

2 国土交通大臣、都道府県知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの者の命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は警察通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設その他の専用通信施設を使用することができる。

(公用負担)

第二十八条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

2 前項に規定する場合において、水防管理者から委任を受けた者は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、又は車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用することができる。

3 水防管理団体は、前二項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(立退き等の指示)

第二十九条 洪水、雨水出水、津波又は高潮によつて氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきこと又は高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保すべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

(知事の指示)

第三十条 水防上緊急を要するときは、都道府県知事は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(重要河川等における国土交通大臣の指示)

第三十一条 二以上の都府県に関係がある河川又は海岸で、公共の安全を保持するため特に重要なものの水防上緊急を要するときは、国土交通大臣は、都道府県知事、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(特定緊急水防活動)

第三十二条 国土交通大臣は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、次に掲げる水防活動（以下この条及び第四十三条の二において「特定緊急水防活動」という。）を行うことができる。

- 一 当該災害の発生に伴い浸入した水の排除
 - 二 高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動として政令で定めるもの
- 2 国土交通大臣は、前項の規定により特定緊急水防活動を行おうとするときは、あらかじめ、当該特定緊急水防活動を行おうとする場所に係る水防管理者にその旨を通知しなければならない。特定緊急水防活動を終了しようとするときも、同様とする。
- 3 第一項の規定により国土交通大臣が特定緊急水防活動を行う場合における第十九条、第二十一条、第二十二条、第二十五条第一項、第二十六条及び第二十八条の規定の適用については、第十九条第一項中「水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者」とあり、第二十一条第一項中「水防団長、水防団員又は消防機関に属する者」とあり、及び同条第二項中「水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者」とあるのは「国土交通省の職員」と、第十九条第二項及び第二十八条第三項中「水防管理団体」とあるのは「国」と、第二十二条中「水防管理者」とあり、第二十五条第一項中「水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者」とあり、第二十六条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者」とあり、及び第二十八条第一項中「水防管理者、水防団長又は消防機関の長」とあるのは「国土交通大臣」とする。

(水防訓練)

第三十二条の二 指定管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行わなければならない。

- 2 指定管理団体以外の水防管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行うよう努めなければならない。

(津波避難訓練への参加)

第三十二条の三 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域に係る水防団、消防機関及び水防協力団体は、同法第五十四条第一項第三号に規定する津波避難訓練が行われるときは、これに参加しなければならない。

第四章 指定水防管理団体

(水防計画)

第三十三条 指定管理団体の水防管理者は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

- 2 指定管理団体の水防管理者は、前項の規定により水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会（次条第一項に規定する水防協議会をいう。以下この項において同じ。）を設置する指定管理団体にあつては当該水防協議会、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議を設置する市町村である指定管理団体にあつては当該市町村防災会議に諮らなければならない。
- 3 指定管理団体の水防管理者は、第一項の規定により水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく、水防計画を都道府県知事に届け出なければならない。
- 4 第七条第二項から第四項までの規定は、指定管理団体の水防計画について準用する。

(水防協議会)

第三十四条 指定管理団体の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、指定管理団体に水防協議会を置くことができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を置くものとする。

- 2 指定管理団体の水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。
- 3 指定管理団体の水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。
- 4 会長は、指定管理団体の水防管理者をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから指定管理団体の水防管理者が命じ、又は委嘱する。
- 5 前各項に定めるもののほか、指定管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

(水防団員の定員の基準)

第三十五条 都道府県は、条例で、指定管理団体の水防団員の定員の基準を定めることができる。

第五章 水防協力団体

(水防協力団体の指定)

第三十六条 水防管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

- 2 水防管理者は、前項の規定による指定をしたときは、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。
- 3 水防協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を水防管理者に届け出なければならない。
- 4 水防管理者は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(水防協力団体の業務)

第三十七条 水防協力団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。
- 二 水防に必要な器具、資材又は設備を保管し、及び提供すること。
- 三 水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- 四 水防に関する調査研究を行うこと。
- 五 水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
- 六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(水防団等との連携)

第三十八条 水防協力団体は、水防団及び水防を行う消防機関との密接な連携の下に前条第一号に掲げる業務を行わなければならない。

(監督等)

第三十九条 水防管理者は、第三十七条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、水防協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

- 2 水防管理者は、水防協力団体が第三十七条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、水防協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 3 水防管理者は、水防協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。
- 4 水防管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

第四十条 国、都道府県及び水防管理団体は、水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

第六章 費用の負担及び補助

(水防管理団体の費用負担)

第四十一条 水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

(利益を受ける市町村の費用負担)

第四十二条 水防管理団体の水防によつて当該水防管理団体の区域の関係市町村以外の市町村が著しく利益を受けるときは、前条の規定にかかわらず、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

- 2 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定める。
- 3 前項の規定による協議が成立しないときは、水防管理団体又は市町村は、その区域の属する都道府県の知事にあつてを申請することができる。
- 4 都道府県知事は、前項の規定による申請に基づいてあつてをしようとする場合において、当事者のうちにその区域が他の都府県に属する水防管理団体又は市町村があるときは、当該他の都府県の知事と協議しなければならない。

(都道府県の費用負担)

第四十三条 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務に要する費用は、当該都道府県の負担とする。

(国の費用負担)

第四十三条の二 第三十二条第一項の規定により国土交通大臣が行う特定緊急水防活動に要する費用は、国の負担とする。

(費用の補助)

第四十四条 都道府県は、第四十一条の規定により水防管理団体が負担する費用について、当該水防管理団体に対して補助することができる。

2 国は、前項の規定により都道府県が水防管理団体に対して補助するときは、当該補助金額のうち、二以上の都道府県の区域にわたる河川又は流域面積が大きい河川で洪水による国民経済に与える影響が重大なものの政令で定める水防施設の設置に係る金額の二分の一以内を、予算の範囲内において、当該都道府県に対して補助することができる。

3 前項の規定により国が都道府県に対して補助する金額は、当該水防施設の設置に要する費用の三分の一に相当する額以内とする。

第七章 雑則

(第二十四条の規定により水防に従事した者に対する災害補償)

第四十五条 第二十四条の規定により水防に従事した者が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

(表彰)

第四十六条 国土交通大臣は、水防管理者の所轄の下に水防に従事した者で当該水防に関し著しい功労があると認められるものに対し、国土交通省令で定めるところにより、表彰を行うことができる。

(報告)

第四十七条 国土交通大臣及び消防庁長官は、都道府県又は水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

2 都道府県知事は、都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

(勧告及び助言)

第四十八条 国土交通大臣は都道府県又は水防管理団体に対し、都道府県知事は都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な勧告又は助言をすることができる。

(資料の提出及び立入り)

第四十九条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。

2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(消防事務との調整)

第五十条 水防管理者は、水防事務と水防事務以外の消防事務とが競合する場合の措置について、あらかじめ市町村長と協議しておかなければならない。

(権限の委任)

第五十一条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

第八章 罰則

第五十二条 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を損壊し、又は撤

去した者は、三年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の者には、情状により拘禁刑及び罰金を併科することができる。

第五十三条 刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百二十一条の規定の適用がある場合を除き、第二十一条の規定による立入りの禁止若しくは制限又は退去の命令に従わなかつた者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条の七第三項の規定に違反した者

二 第十五条の八第一項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同項本文に規定する行為をした者

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金又は拘留に処する。

一 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を使用し、又はその正当な使用を妨げた者

二 第二十条第二項の規定に違反した者

三 第四十九条第一項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入りを拒み、妨げ、若しくは忌避した者

令和8年 伊万里(波瀬港) 潮汐表

2026年1月										2026年2月									
日 (曜)	潮	満潮				干潮				日 (曜)	潮	満潮				干潮			
		時	cm	時	cm	時	cm	時	cm			時	cm	時	cm	時	cm	時	cm
01(木)	中	7:56	216	19:25	235	1:19	26	13:37	103	01(日)	大	9:27	229	21:05	249	3:04	11	15:19	82
02(金)	大	8:48	226	20:18	246	2:16	10	14:33	95	02(月)	大	10:04	238	21:49	256	3:47	4	15:59	68
03(土)	大	9:35	234	21:07	253	3:07	-1	15:22	87	03(火)	大	10:38	242	22:31	257	4:26	5	16:38	57
04(日)	大	10:18	239	21:55	256	3:54	-6	16:09	80	04(水)	大	11:11	242	23:10	250	5:02	13	17:15	52
05(月)	大	10:59	239	22:40	253	4:38	-4	16:53	75	05(木)	中	11:42	238	23:48	237	5:35	26	17:50	52
06(火)	中	11:39	235	23:25	244	5:20	5	17:36	73	06(金)	中	12:11	230	---	---	6:06	44	18:24	57
07(水)	中	12:18	229	---	---	6:01	20	18:19	74	07(土)	中	0:25	220	12:39	219	6:35	65	18:59	65
08(木)	中	0:09	230	12:56	220	6:40	40	19:02	78	08(日)	中	1:02	201	13:05	208	7:00	86	19:36	75
09(金)	中	0:55	213	13:34	209	7:19	61	19:48	83	09(月)	小	1:44	180	13:32	196	7:24	107	20:20	85
10(土)	小	1:45	194	14:13	199	7:57	84	20:40	89	10(火)	小	2:43	162	14:03	185	7:47	126	21:26	93
11(日)	小	2:44	177	14:56	189	8:38	105	21:42	93	11(水)	小	4:47	151	15:00	174	8:24	143	23:17	93
12(月)	小	4:07	164	15:50	182	9:29	123	22:59	91	12(木)	長	7:18	160	17:04	172	11:34	153	---	---
13(火)	長	5:51	162	16:56	180	10:48	136	---	---	13(金)	若	8:03	176	18:35	183	0:54	80	13:33	142
14(水)	若	7:15	170	18:02	183	0:19	83	12:30	139	14(土)	中	8:30	191	19:32	200	1:47	62	14:12	125
15(木)	中	8:08	181	18:57	191	1:19	71	13:39	135	15(日)	中	8:55	207	20:18	220	2:27	45	14:43	106
16(金)	中	8:45	193	19:44	203	2:05	56	14:23	127	16(月)	大	9:21	221	20:58	239	3:01	29	15:13	86
17(土)	大	9:16	205	20:27	216	2:43	41	14:58	116	17(火)	大	9:48	233	21:37	254	3:35	18	15:43	67
18(日)	大	9:46	215	21:07	229	3:18	28	15:30	104	18(水)	大	10:17	242	22:16	263	4:07	13	16:15	49
19(月)	大	10:16	224	21:46	240	3:52	19	16:02	91	19(木)	中	10:46	247	22:54	265	4:40	14	16:49	36
20(火)	大	10:46	230	22:25	247	4:26	14	16:35	79	20(金)	中	11:16	249	23:34	258	5:13	23	17:24	28
21(水)	中	11:16	233	23:05	249	5:00	14	17:09	68	21(土)	中	11:47	246	---	---	5:45	37	18:02	27
22(木)	中	11:48	233	23:47	245	5:35	21	17:46	60	22(日)	中	0:15	243	12:19	239	6:19	57	18:43	32
23(金)	中	12:20	231	---	---	6:10	33	18:25	55	23(月)	小	1:01	223	12:55	228	6:54	79	19:32	43
24(土)	中	0:31	235	12:55	227	6:47	50	19:10	54	24(火)	小	1:56	199	13:38	215	7:34	102	20:34	56
25(日)	小	1:21	220	13:35	220	7:27	70	20:01	56	25(水)	小	3:17	178	14:39	200	8:30	124	22:03	67
26(月)	小	2:21	202	14:22	213	8:13	92	21:05	59	26(木)	長	5:20	171	16:22	191	10:16	138	23:54	64
27(火)	小	3:40	186	15:24	206	9:11	112	22:26	60	27(金)	若	7:00	182	18:08	198	12:31	132	---	---
28(水)	長	5:21	181	16:45	203	10:35	125	23:57	53	28(土)	中	7:56	199	19:21	215	1:16	50	13:43	111
29(木)	若	6:52	188	18:08	210	12:17	126	---	---										
30(金)	中	7:58	203	19:18	223	1:15	39	13:37	115										
31(土)	中	8:46	217	20:15	237	2:15	23	14:33	99										

令和8年 伊万里（波瀬港） 潮汐表

2026年3月										2026年4月									
日 (曜)	潮	満潮				干潮				日 (曜)	潮	満潮				干潮			
		時	cm	時	cm	時	cm	時	cm			時	cm	時	cm	時	cm	時	cm
01(日)	中	8:35	215	20:15	233	2:12	35	14:30	89	01(水)	大	9:06	235	21:23	247	3:08	41	15:19	39
02(月)	大	9:08	228	20:59	247	2:55	24	15:08	68	02(木)	大	9:32	241	21:56	248	3:38	44	15:49	29
03(火)	大	9:39	238	21:39	255	3:32	19	15:43	51	03(金)	大	9:57	242	22:27	242	4:05	51	16:17	25
04(水)	大	10:08	244	22:15	256	4:05	21	16:16	40	04(土)	大	10:21	240	22:58	233	4:30	61	16:45	26
05(木)	大	10:35	245	22:49	250	4:36	28	16:47	35	05(日)	中	10:44	235	23:28	220	4:53	74	17:12	31
06(金)	中	11:01	242	23:22	239	5:04	40	17:17	35	06(月)	中	11:07	227	23:59	204	5:14	88	17:39	40
07(土)	中	11:26	235	23:54	223	5:29	56	17:46	41	07(火)	中	11:29	218	---	---	5:34	101	18:09	51
08(日)	中	11:49	226	---	---	5:52	74	18:14	50	08(水)	中	0:35	188	11:53	207	5:55	115	18:46	64
09(月)	中	0:26	204	12:10	215	6:11	92	18:44	61	09(木)	小	1:22	172	12:23	194	6:22	128	19:39	79
10(火)	小	1:01	185	12:31	203	6:29	110	19:21	74	10(金)	小	2:44	160	13:16	179	7:14	140	21:11	89
11(水)	小	1:47	166	12:54	191	6:45	126	20:15	87	11(土)	小	5:05	162	15:41	170	9:52	145	23:09	87
12(木)	小	3:27	151	13:32	177	7:08	142	22:02	95	12(日)	長	6:16	176	17:42	183	12:01	127	---	---
13(金)	長	6:51	158	16:11	167	10:19	155	---	---	13(月)	若	6:55	194	18:48	206	0:26	75	12:54	100
14(土)	若	7:26	175	18:14	180	0:13	86	13:04	138	14(火)	中	7:28	212	19:37	230	1:16	61	13:33	71
15(日)	中	7:51	192	19:15	203	1:16	68	13:41	115	15(水)	中	8:00	230	20:20	251	1:57	49	14:10	42
16(月)	中	8:17	210	20:01	227	1:58	50	14:13	89	16(木)	大	8:33	245	21:02	264	2:35	41	14:47	18
17(火)	大	8:44	227	20:42	249	2:34	35	14:44	63	17(金)	大	9:06	257	21:43	270	3:11	39	15:24	-1
18(水)	大	9:12	241	21:21	265	3:08	25	15:16	39	18(土)	大	9:39	264	22:24	267	3:46	43	16:03	-10
19(木)	大	9:42	252	21:59	272	3:41	21	15:50	20	19(日)	中	10:14	264	23:06	256	4:22	52	16:43	-11
20(金)	大	10:12	258	22:39	271	4:14	24	16:25	7	20(月)	中	10:50	258	23:50	238	4:59	65	17:25	-2
21(土)	中	10:43	259	23:18	261	4:47	34	17:01	3	21(火)	中	11:28	245	---	---	5:37	82	18:11	14
22(日)	中	11:15	255	---	---	5:20	50	17:40	7	22(水)	中	0:40	216	12:10	228	6:19	100	19:03	35
23(月)	中	0:00	243	11:49	245	5:54	69	18:23	19	23(木)	小	1:40	195	13:02	207	7:13	117	20:10	58
24(火)	中	0:46	220	12:26	230	6:30	91	19:12	37	24(金)	小	3:05	180	14:23	187	8:36	129	21:41	74
25(水)	小	1:43	194	13:10	211	7:12	113	20:17	58	25(土)	小	4:50	179	16:24	181	10:38	126	23:21	78
26(木)	小	3:10	174	14:19	192	8:19	132	21:54	72	26(日)	長	6:05	188	18:01	190	12:11	108	---	---
27(金)	小	5:22	172	16:25	182	10:38	139	23:49	71	27(月)	若	6:53	200	19:04	205	0:34	74	13:06	86
28(土)	長	6:47	185	18:13	193	12:36	122	---	---	28(火)	中	7:29	211	19:51	218	1:26	70	13:47	65
29(日)	若	7:34	200	19:19	212	1:05	60	13:33	98	29(水)	中	8:00	220	20:30	227	2:06	68	14:22	48
30(月)	中	8:08	215	20:07	229	1:55	49	14:13	74	30(木)	大	8:28	228	21:05	232	2:39	68	14:54	35
31(火)	中	8:38	227	20:47	241	2:34	43	14:48	54										

令和8年 伊万里（波瀬港） 潮汐表

2026年5月										2026年6月									
日 (曜)	潮	満潮				干潮				日 (曜)	潮	満潮				干潮			
		時	cm	時	cm	時	cm	時	cm			時	cm	時	cm	時	cm	時	cm
01(金)	大	8:55	232	21:38	232	3:09	72	15:23	27	01(月)	大	9:19	226	22:30	215	3:42	104	16:03	25
02(土)	大	9:20	234	22:09	229	3:36	77	15:51	23	02(火)	大	9:50	226	23:03	212	4:10	106	16:34	26
03(日)	大	9:46	234	22:40	223	4:01	85	16:19	24	03(水)	中	10:22	225	23:37	208	4:39	107	17:07	29
04(月)	中	10:11	231	23:12	214	4:25	93	16:47	27	04(木)	中	10:57	222	---	---	5:11	108	17:43	36
05(火)	中	10:37	226	23:45	204	4:48	101	17:17	34	05(金)	中	0:14	204	11:38	216	5:49	109	18:23	45
06(水)	中	11:05	219	---	---	5:14	109	17:50	43	06(土)	中	0:55	199	12:26	208	6:35	108	19:09	57
07(木)	中	0:24	193	11:38	209	5:45	117	18:31	55	07(日)	小	1:41	195	13:26	199	7:30	105	20:03	70
08(金)	小	1:11	183	12:21	197	6:29	124	19:24	68	08(月)	小	2:35	193	14:43	192	8:37	99	21:06	82
09(土)	小	2:15	175	13:28	185	7:37	129	20:36	80	09(火)	小	3:36	195	16:12	192	9:51	88	22:16	90
10(日)	小	3:37	175	15:14	179	9:16	125	22:03	85	10(水)	長	4:38	202	17:33	199	11:04	70	23:26	93
11(月)	長	4:52	183	16:59	188	10:51	109	23:22	82	11(木)	若	5:36	212	18:41	212	12:09	49	---	---
12(火)	若	5:48	197	18:12	206	11:58	84	---	---	12(金)	中	6:30	225	19:39	225	0:30	93	13:07	28
13(水)	中	6:33	213	19:09	225	0:24	76	12:50	56	13(土)	中	7:20	239	20:31	235	1:27	90	14:01	9
14(木)	中	7:14	230	19:58	242	1:15	69	13:36	30	14(日)	大	8:08	250	21:20	242	2:19	86	14:50	-5
15(金)	大	7:54	245	20:44	253	1:59	65	14:20	7	15(月)	大	8:55	258	22:06	245	3:07	82	15:38	-13
16(土)	大	8:33	256	21:28	258	2:41	63	15:03	-9	16(火)	大	9:41	261	22:51	243	3:54	80	16:25	-12
17(日)	大	9:12	263	22:13	256	3:23	65	15:47	-16	17(水)	中	10:28	258	23:36	237	4:40	79	17:12	-5
18(月)	大	9:53	263	22:58	247	4:04	70	16:31	-15	18(木)	中	11:15	249	---	---	5:27	80	17:58	10
19(火)	中	10:34	257	23:45	234	4:46	78	17:17	-5	19(金)	中	0:21	228	12:04	235	6:16	82	18:45	29
20(水)	中	11:19	245	---	---	5:31	88	18:05	12	20(土)	中	1:07	218	12:57	217	7:07	86	19:33	51
21(木)	中	0:35	219	12:07	228	6:20	98	18:58	33	21(日)	小	1:56	208	13:58	199	8:03	90	20:25	73
22(金)	中	1:32	204	13:05	209	7:19	107	19:59	54	22(月)	小	2:48	199	15:11	184	9:08	92	21:23	94
23(土)	小	2:38	193	14:20	191	8:33	112	21:10	73	23(火)	小	3:46	192	16:39	175	10:20	91	22:31	110
24(日)	小	3:53	188	15:57	182	10:00	109	22:29	86	24(水)	長	4:46	189	18:05	176	11:36	84	23:46	120
25(月)	小	5:03	190	17:29	184	11:23	97	23:44	92	25(木)	若	5:43	190	19:14	182	12:41	74	---	---
26(火)	長	5:58	196	18:39	192	12:27	81	---	---	26(金)	中	6:33	194	20:06	189	0:54	123	13:32	62
27(水)	若	6:41	202	19:31	201	0:44	95	13:16	65	27(土)	中	7:16	199	20:47	197	1:48	123	14:14	51
28(木)	中	7:18	209	20:14	208	1:31	96	13:56	52	28(日)	大	7:55	206	21:21	204	2:29	121	14:50	41
29(金)	中	7:50	215	20:51	213	2:10	98	14:31	41	29(月)	大	8:31	214	21:53	210	3:04	117	15:23	33
30(土)	大	8:21	220	21:26	215	2:43	100	15:03	33	30(火)	大	9:06	221	22:23	215	3:35	112	15:55	26
31(日)	大	8:50	224	21:58	216	3:13	102	15:33	28										

令和8年 伊万里(波瀬港) 潮汐表

2026年7月										2026年8月									
日 (曜)	潮	満潮				干潮				日 (曜)	潮	満潮				干潮			
		時	cm	時	cm	時	cm	時	cm			時	cm	時	cm	時	cm	時	cm
01(水)	大	9:42	227	22:53	218	4:05	106	16:27	23	01(土)	中	10:49	249	23:26	235	4:52	65	17:15	23
02(木)	中	10:18	231	23:23	219	4:36	99	16:59	23	02(日)	中	11:27	247	23:55	235	5:25	55	17:47	33
03(金)	中	10:56	233	23:55	219	5:08	92	17:33	28	03(月)	中	12:07	239	—:—	—	6:00	49	18:20	48
04(土)	中	11:36	230	—:—	—	5:43	86	18:09	36	04(火)	小	0:27	232	12:52	226	6:40	47	18:55	66
05(日)	中	0:28	217	12:21	224	6:23	80	18:47	49	05(水)	小	1:01	226	13:44	207	7:26	49	19:35	87
06(月)	小	1:04	215	13:11	214	7:07	76	19:29	64	06(木)	小	1:42	218	14:52	188	8:23	55	20:25	108
07(火)	小	1:45	212	14:12	202	7:59	72	20:17	81	07(金)	長	2:36	209	16:29	177	9:37	61	21:39	125
08(水)	小	2:33	208	15:27	192	9:02	68	21:16	98	08(土)	若	3:54	202	18:16	181	11:12	59	23:29	131
09(木)	長	3:32	207	16:56	188	10:15	62	22:28	110	09(日)	中	5:30	204	19:31	195	12:42	47	—:—	—
10(金)	若	4:41	209	18:21	194	11:35	51	23:50	115	10(月)	中	6:50	217	20:23	212	1:05	120	13:50	30
11(土)	中	5:52	216	19:30	206	12:48	35	—:—	—	11(火)	大	7:53	235	21:04	227	2:09	101	14:42	15
12(日)	中	6:57	228	20:26	220	1:06	111	13:51	18	12(水)	大	8:45	250	21:41	239	2:57	80	15:26	5
13(月)	大	7:55	241	21:15	231	2:09	100	14:46	4	13(木)	大	9:31	261	22:16	247	3:38	62	16:05	3
14(火)	大	8:48	253	21:58	240	3:01	88	15:34	-5	14(金)	大	10:13	265	22:49	249	4:17	48	16:42	8
15(水)	大	9:37	260	22:39	244	3:49	76	16:19	-7	15(土)	中	10:54	261	23:20	246	4:54	40	17:17	20
16(木)	中	10:23	261	23:17	243	4:33	67	17:01	-1	16(日)	中	11:32	249	23:51	239	5:31	38	17:49	38
17(金)	中	11:08	256	23:55	239	5:15	61	17:42	11	17(月)	中	12:10	231	—:—	—	6:06	43	18:19	59
18(土)	中	11:52	244	—:—	—	5:57	60	18:20	30	18(火)	中	0:20	228	12:48	210	6:41	52	18:46	82
19(日)	中	0:32	231	12:37	227	6:40	63	18:58	52	19(水)	小	0:47	215	13:30	187	7:19	65	19:11	105
20(月)	小	1:08	220	13:24	206	7:24	69	19:35	76	20(木)	小	1:14	201	14:24	166	8:02	79	19:32	125
21(火)	小	1:45	208	14:18	185	8:11	77	20:13	100	21(金)	小	1:42	187	16:20	151	9:03	91	19:55	143
22(水)	小	2:25	196	15:32	168	9:09	86	20:58	121	22(土)	長	2:25	173	19:41	160	10:58	96	23:59	155
23(木)	長	3:13	185	17:23	160	10:25	90	22:10	138	23(日)	若	4:44	166	20:09	174	12:50	85	—:—	—
24(金)	若	4:22	178	19:12	166	11:59	86	—:—	—	24(月)	中	6:30	175	20:27	188	1:44	142	13:44	69
25(土)	中	5:43	178	20:11	178	0:20	144	13:14	75	25(火)	中	7:27	193	20:47	202	2:14	126	14:20	53
26(日)	中	6:49	185	20:46	190	1:44	139	14:03	61	26(水)	大	8:09	212	21:08	216	2:38	108	14:51	39
27(月)	大	7:39	196	21:13	201	2:27	129	14:40	48	27(木)	大	8:47	232	21:32	228	3:03	88	15:21	28
28(火)	大	8:21	210	21:39	212	2:58	118	15:13	35	28(金)	大	9:23	248	21:58	238	3:30	68	15:51	22
29(水)	大	8:59	223	22:04	221	3:26	105	15:43	26	29(土)	大	9:59	259	22:24	245	3:58	49	16:21	21
30(木)	大	9:36	236	22:30	228	3:54	91	16:14	20	30(日)	中	10:35	263	22:52	249	4:29	34	16:51	27
31(金)	中	10:12	245	22:57	233	4:22	77	16:44	19	31(月)	中	11:12	259	23:21	248	5:01	25	17:21	39

令和8年 伊万里（波瀬港） 潮汐表

2026年9月									
日 (曜)	潮	満潮				干潮			
		時	cm	時	cm	時	cm	時	cm
01(火)	中	11:51	247	23:52	244	5:37	21	17:53	55
02(水)	中	12:34	229	---:---	---	6:15	25	18:26	75
03(木)	小	0:26	235	13:23	206	6:59	35	19:03	97
04(金)	小	1:05	222	14:30	183	7:55	50	19:51	118
05(土)	小	1:57	206	16:20	170	9:13	64	21:15	135
06(日)	長	3:28	192	18:19	177	11:04	68	23:39	134
07(月)	若	5:28	194	19:24	194	12:41	57	---:---	---
08(火)	中	6:52	211	20:07	211	1:10	114	13:43	41
09(水)	中	7:51	231	20:43	227	2:02	89	14:30	29
10(木)	大	8:38	248	21:15	239	2:43	65	15:09	22
11(金)	大	9:20	259	21:45	247	3:20	45	15:44	21
12(土)	大	9:58	262	22:14	250	3:55	31	16:17	27
13(日)	中	10:34	257	22:43	248	4:28	24	16:47	38
14(月)	中	11:09	246	23:09	242	5:01	24	17:15	54
15(火)	中	11:43	229	23:35	231	5:32	30	17:40	72
16(水)	中	12:17	210	23:58	219	6:03	41	18:03	92
17(木)	小	12:53	189	---:---	---	6:34	55	18:22	110
18(金)	小	0:20	205	13:38	168	7:10	71	18:38	127
19(土)	小	0:42	190	15:07	153	7:59	86	18:54	143
20(日)	長	1:10	175	18:57	158	9:38	97	22:17	156
21(月)	若	3:36	162	19:20	172	11:58	92	---:---	---
22(火)	中	6:02	172	19:39	188	1:05	139	13:03	77
23(水)	中	7:03	194	20:01	204	1:34	117	13:44	62
24(木)	大	7:47	217	20:26	220	2:01	93	14:17	48
25(金)	大	8:26	238	20:52	234	2:29	67	14:49	38
26(土)	大	9:04	255	21:20	246	2:58	43	15:21	33
27(日)	大	9:41	265	21:49	255	3:30	23	15:52	33
28(月)	中	10:18	267	22:19	258	4:03	8	16:24	40
29(火)	中	10:57	261	22:51	256	4:39	1	16:57	52
30(水)	中	11:38	246	23:24	249	5:16	3	17:30	68

2026年10月									
日 (曜)	潮	満潮				干潮			
		時	cm	時	cm	時	cm	時	cm
01(木)	中	12:22	226	---:---	---	5:57	12	18:05	87
02(金)	小	0:01	236	13:14	203	6:44	29	18:46	107
03(土)	小	0:43	219	14:25	182	7:42	49	19:44	125
04(日)	小	1:43	200	16:17	172	9:05	67	21:32	135
05(月)	長	3:30	185	17:59	181	10:55	73	23:44	124
06(火)	若	5:31	191	18:57	196	12:25	66	---:---	---
07(水)	中	6:48	208	19:37	211	0:57	100	13:24	56
08(木)	中	7:42	226	20:10	225	1:44	75	14:08	49
09(金)	大	8:26	240	20:41	235	2:23	52	14:45	46
10(土)	大	9:04	248	21:10	243	2:57	34	15:18	47
11(日)	大	9:40	250	21:38	245	3:30	22	15:48	53
12(月)	大	10:15	245	22:05	244	4:02	17	16:16	62
13(火)	中	10:48	236	22:31	238	4:33	18	16:43	75
14(水)	中	11:20	222	22:56	230	5:02	25	17:07	89
15(木)	中	11:54	207	23:21	219	5:32	35	17:30	103
16(金)	中	12:30	190	23:46	206	6:03	48	17:53	116
17(土)	小	13:15	175	---:---	---	6:38	63	18:20	129
18(日)	小	0:15	192	14:25	163	7:26	78	19:09	140
19(月)	小	1:02	177	16:27	162	8:43	90	21:23	144
20(火)	長	3:03	166	17:48	173	10:34	93	23:38	129
21(水)	若	5:16	175	18:30	188	11:58	85	---:---	---
22(木)	中	6:27	195	19:04	204	0:33	105	12:52	74
23(金)	中	7:17	217	19:37	221	1:13	77	13:34	63
24(土)	大	8:01	237	20:09	237	1:50	50	14:12	55
25(日)	大	8:42	253	20:42	250	2:26	25	14:48	52
26(月)	大	9:23	261	21:16	259	3:03	5	15:24	52
27(火)	大	10:04	262	21:51	262	3:42	-7	16:00	58
28(水)	中	10:45	255	22:28	259	4:21	-11	16:37	68
29(木)	中	11:29	241	23:07	250	5:03	-6	17:16	80
30(金)	中	12:17	224	23:49	236	5:48	7	17:58	95
31(土)	中	13:12	205	---:---	---	6:39	26	18:49	109

令和8年 伊万里(波瀬港) 潮汐表

2026年11月									
日 (曜)	潮	満潮				干潮			
		時	cm	時	cm	時	cm	時	cm
01(日)	小	0:40	217	14:21	189	7:39	47	19:59	119
02(月)	小	1:49	198	15:50	183	8:55	66	21:37	121
03(火)	小	3:31	186	17:13	187	10:26	77	23:17	108
04(水)	長	5:16	189	18:12	197	11:49	79	---	---
05(木)	若	6:31	202	18:56	208	0:27	87	12:51	76
06(金)	中	7:25	214	19:32	218	1:17	66	13:38	74
07(土)	中	8:10	224	20:05	226	1:58	47	14:17	75
08(日)	大	8:49	230	20:36	232	2:34	33	14:51	77
09(月)	大	9:25	231	21:05	235	3:08	24	15:22	81
10(火)	大	9:59	229	21:33	234	3:40	20	15:51	87
11(水)	中	10:33	223	22:01	231	4:11	20	16:19	95
12(木)	中	11:06	215	22:30	225	4:41	25	16:45	102
13(金)	中	11:40	206	22:59	218	5:12	33	17:13	110
14(土)	中	12:17	196	23:32	208	5:45	43	17:45	117
15(日)	小	12:59	187	---	---	6:22	54	18:25	122
16(月)	小	0:12	197	13:52	180	7:08	67	19:23	125
17(火)	小	1:09	186	14:59	177	8:07	79	20:44	123
18(水)	長	2:36	178	16:10	181	9:21	87	22:12	111
19(木)	若	4:20	181	17:11	191	10:40	90	23:25	90
20(金)	中	5:41	194	18:01	205	11:48	88	---	---
21(土)	中	6:43	211	18:45	220	0:22	65	12:44	83
22(日)	大	7:35	228	19:27	235	1:11	40	13:32	78
23(月)	大	8:23	241	20:09	248	1:57	17	14:17	74
24(火)	大	9:09	249	20:50	258	2:42	-1	15:00	73
25(水)	大	9:53	251	21:32	262	3:26	-12	15:43	74
26(木)	中	10:38	247	22:15	260	4:11	-15	16:26	78
27(金)	中	11:24	239	22:59	252	4:57	-9	17:11	83
28(土)	中	12:12	227	23:48	238	5:45	4	17:59	90
29(日)	中	13:03	215	---	---	6:35	22	18:53	96
30(月)	小	0:42	221	14:00	204	7:29	43	19:56	100

2026年12月									
日 (曜)	潮	満潮				干潮			
		時	cm	時	cm	時	cm	時	cm
01(火)	小	1:48	204	15:04	196	8:31	64	21:10	100
02(水)	小	3:10	190	16:11	193	9:40	81	22:31	94
03(木)	長	4:42	186	17:13	195	10:55	93	23:45	81
04(金)	若	6:03	189	18:06	200	12:05	100	---	---
05(土)	中	7:07	197	18:51	206	0:45	67	13:03	102
06(日)	中	7:58	204	19:30	213	1:34	53	13:50	104
07(月)	大	8:40	209	20:06	218	2:16	41	14:30	105
08(火)	大	9:18	213	20:39	222	2:52	33	15:05	105
09(水)	大	9:53	215	21:12	224	3:26	28	15:37	106
10(木)	大	10:25	215	21:44	225	3:59	26	16:08	107
11(金)	中	10:57	213	22:16	224	4:30	26	16:38	107
12(土)	中	11:29	210	22:51	221	5:02	30	17:09	106
13(日)	中	12:02	207	23:28	217	5:34	36	17:43	105
14(月)	中	12:37	203	---	---	6:09	44	18:22	103
15(火)	小	0:11	210	13:16	200	6:49	55	19:08	100
16(水)	小	1:02	202	14:00	197	7:34	68	20:04	95
17(木)	小	2:07	193	14:53	197	8:26	81	21:10	88
18(金)	長	3:27	188	15:52	199	9:29	93	22:22	76
19(土)	若	4:53	190	16:55	206	10:39	101	23:33	59
20(日)	中	6:10	199	17:55	216	11:51	103	---	---
21(月)	中	7:15	212	18:51	229	0:38	39	12:56	101
22(火)	大	8:10	224	19:44	242	1:36	19	13:54	95
23(水)	大	9:00	235	20:34	254	2:29	3	14:46	88
24(木)	大	9:47	242	21:22	261	3:19	-9	15:34	81
25(金)	大	10:31	244	22:09	262	4:06	-13	16:21	75
26(土)	中	11:15	243	22:57	258	4:52	-9	17:07	72
27(日)	中	11:57	237	23:45	247	5:37	2	17:53	71
28(月)	中	12:40	229	---	---	6:22	19	18:41	73
29(火)	中	0:35	231	13:24	219	7:07	40	19:32	76
30(水)	小	1:30	213	14:11	208	7:54	63	20:29	81
31(木)	小	2:34	194	15:03	199	8:45	87	21:36	83